

事務連絡
令和元年 8月 29日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

すまい給付金に関するお知らせについて

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。本年 10月 1 日に予定されている消費税率 10%が適用される住宅について、すまい給付金の給付対象となる所得階層が拡充されるとともに、給付額が引き上げられます。従来よりも多くの方が対象となりますので、下記の給付要件等をご留意の上、幅広くご周知いただくとともに、住宅ローン減税、次世代住宅ポイント制度も併せてお知らせいただきますよう、お願ひいたします。

1. すまい給付金の申請上の留意事項

- ・引渡しを受けてから 1年 3ヶ月以内に申請が必要です。
- ・新築住宅は、住宅瑕疵担保責任保険への加入など、施工中等に第三者の現場検査を受けた住宅が対象です。(着工前に申込みが必要となりますのでご注意ください)
- ・中古住宅は、既存住宅売買瑕疵保険への加入など、売買時等に第三者の現場検査を受け、現行の耐震基準及び一定の品質が確認された住宅が対象です。
- ・住宅ローンの利用がない場合は、新築住宅、中古住宅とも 50 才以上で収入額の目安が概ね 650 万円以下の者が取得する住宅が対象となります。
- ・新築住宅の取得で住宅ローンの利用がない場合は、フラット 35S と同等の基準を満たす等の住宅が対象です。

2. すまい給付金制度紹介リーフレットについて

すまい給付金に関する制度紹介リーフレットを別添 1 のとおり更新しました。別添 1 は事務局ホームページにて公開しておりますので、ご活用いただき、幅広くご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

3. すまい給付金申請サポート依頼はがきについて

すまい給付金事務局では申請サポートを行っており、申請サポートのご案内として「すまい給付金 申請サポート依頼はがき」(別添 2) を住宅瑕疵担保責任保険に加入された住宅については保険証券の郵送の際に同封するとともに、供託により資力確保された住宅については、住宅事業者を通じて配布しております。同はがきは、国土交通省ホームページに掲載の別添 3 の書類により取り寄せることができます。特に供託により資力確保を行っている事業者の方におかれでは、同はがきの積極的なご活用をお願いいたします。

(参考)

- ・すまい給付金事務局ホームページ

<http://sumai-kyufu.jp/>

- ・国土交通省ホームページ（すまい給付金について）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000059.html

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111（代表）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井 康治（内線39463）

係長 大町 晃央（内線39471）

係員 松田 かりん（内線39448）

すまい給付金事務局

ホームページ：<http://sumai-kyufu.jp/>

コールセンター：0570-064-186（ナビダイヤル）

（IP電話からのご利用 045-330-1904）

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を含む）



国土交通省からのお知らせ

別添 1 R1.8

マイホームを買った人も
これから買う人も

ご存知ですか？

最大50万円が受け取れる

(消費税率10%時)

「すまい給付金」

入居後の申請を
お忘れなく！



「すまい給付金」2つのポイント



収入に応じて **最大50万円がもらえます**

(消費税率10%時)



入居後すぐに申請ができます

申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。

※住宅ローン減税と併用できます。あわせてご確認ください。

申請には要件があります。ナビダイヤルまでお気軽にお問い合わせください

ナビダイヤル
(通話料が
かかります)

0570-064-186

PHSや一部の
IP電話からは
045-330-1904

「わたしは
もらえるの？」

といった素朴な疑問
から、申請書の入手方法
記入サポートまで
何でもお応え
します。

(受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む) すまい給付金事務局…<http://sumai-kyufu.jp>

正しく知つて賢くもらおう!「すまい給付金」

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

どうやって
申請するの?

 申請方法

すまい給付金事務局に申請します。
(確定申告とは別に行います)

 申請期間

申請は引渡しから1年3ヶ月以内が期限です。

 給付金 受取

申請後、約1.5~2ヶ月で現金が振り込まれます。

どんなケースが
対象に
なるの?

 共有者

持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取
ることができます。

 現金購入もOK

住宅ローン利用者の他、50歳以上で現金で購入された方
も対象となります。(新築を現金購入した場合、追加要件があります)

 中古も対象

中古住宅(個人間売買除く)も対象です。

 ローン減税

住宅ローン減税と併用できます。
(すまい給付金とは別の手続きが必要です)

どのくらいの
金額が受け取
れるの?

 給付額

収入に応じて最大50万円受け取れます。(下表参照)
(消費税率10%時)

 持分割合

持分を共有している場合は持分割合を乗じた
金額に。

[給付基礎額] ※収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

消費税率 10%時	*収入額の目安	450万円以下	450万円超525万円以下	525万円超600万円以下	600万円超675万円以下	675万円超775万円以下
	給付基礎額	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円

消費税率 8%時	*収入額の目安	425万円以下	425万円超475万円以下	475万円超510万円以下
	給付基礎額	30万円	20万円	10万円

※現金での購入では、給付対象者の収入
上限額が650万円になります。

給付額の
計算例
(消費税率10%時)

給付基礎額

×

持分割合

=

給付額

Aさん夫婦の場合(夫の年収500万円/妻は専業主婦で収入ナシ)

※給付を受けるには、それぞれ申請が必要です。
なお、住宅ローンを利用しない方は、年齢が
50歳以上等の追加要件があります。



夫(年収500万円)

給付基礎額 40万円 × 持分割合 3/4 = 給付額30万円



妻(専業主婦・収入ナシ)

給付基礎額 50万円 × 持分割合 1/4 = 給付額12.5万円

**夫婦あわせて42.5万円
給付金がもらえます**

※すまい給付金を受領できるのは、1人1回限りです。受領後に他の住宅を取得し、居住した場合であっても、再びすまい給付金を受領することはできません。

新築用返信用オモテ 縦148mm×横100mm

郵便はがき(返信)
1 1 5 8 7 9 0

料金受取人印記欄
赤羽局承認

2304

差出有効期間
令和2年7月
31日まで
(切手を貼らずに)
(お出しください)

赤羽郵便局
私書箱
38号
アスキー
ンケート返送係
行
す
ま
い
給
付
金
事
務
局

新築用往信用ウラ 縦148mm×横100mm

国土交通省からのお知らせ

すまい給付金は、消費税率8%もしくは10%で住宅を取得した方を対象に
最大50万円が給付される國の公的な制度です。
以下をご確認いただき、返信用はがきに必要事項をご記入の上、
ご返送いただけます。

(本件は、本制度の対象となる可能性のある方の受給権に関することを目的におります。また、複数回いた場合はご音読ください。また、複数回いた場合はご返送ください。)

対象となる住宅

以下のすべてに適合する住宅が対象となります。

* 住宅に要する要件については、住宅事業者ご確認ください。

- 自らが居住する
 床面積が50m²以上である
 工事中の品質検査が
行われている
(住宅瑕疵担保責任保険に加入、
建設住宅性能表示制度を利用 等)

給付額

収入に応じて決まる給付基礎額に特分割合を乗じた額が給付されます。
(すまい給付金は持分保有者ごとに給付されます。)

給付基礎額	給付額		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持分保有者	<input checked="" type="checkbox"/> × 特割合	給付額
8 %	425万円以下 475万円超 510万円以下	<input checked="" type="checkbox"/> 6.89万円超 8.39万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 8.39万円超 9.38万円以下	<input checked="" type="checkbox"/> 30万円 <input checked="" type="checkbox"/> 20万円
10 %	450万円以下 525万円超 600万円以下 600万円超 675万円以下 675万円超 775万円以下	<input checked="" type="checkbox"/> 7.60万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 9.79万円超 11.90万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 11.90万円超 14.06万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 14.06万円超 17.26万円以下	<input checked="" type="checkbox"/> 50万円 <input checked="" type="checkbox"/> 40万円 <input checked="" type="checkbox"/> 30万円 <input checked="" type="checkbox"/> 20万円
		※取扱いあくまで「自宅で育てない場合」 ※取扱いあくまで「市町村で育てない場合」 ※取扱いあくまで「他の地と都道府県間の移転となる場合」 ※取扱いあくまで「同一のIP電話からまたは同一の電話機からの発信となる場合」 ※取扱いあくまで「電話番号がつながらない場合等は、電話サポートを終了する」	10万円

※申請期限は引渡しから
1年3ヶ月以内です。(当面の間)
※申請書等の送付は給付を約束するものではありません。
※差出人欄の記入に誤りがある場合は、申請書等の送付や電話はできません。
※電話サポートを希望されたものの、お電話がつながらない場合は、電話サポートを終了する場合があります。お問い合わせ窓口にお電話頂ければ、いつでもサポートを受けられます。)

http://sumai-kyufu.jp	ホームページ	要件や申請方法の確認・申請窓口の検索・申請書類のダウンロードなどができます。
お問い合わせ窓口	ナビダイヤル 0570-064-186 一部のIP電話からは 045-330-1904 (9-17時土日祝除く) / 電話がかかるまで	要件や申請方法の説明、個別のご相談、申請窓口のご案内などを受けられます。
サポートセンター	各都道府県に開設 (上記ホームページで検索できます。)	対面で制度説明や申請書の記入方法の サポートなどを受けられます。

第2面

第3面

新築用往信用オモテ

新築用返信用ウラ 縦148mm×横100mm

新築用返信用ウラ 縦148mm×横100mm

郵便はがき(住信)		すまい給付金申請サポート依頼	
■問1.既にすまい給付金の申請を行いましたか?		■問2.ご自身を含め、取得された住宅の持分保有者に給付要件に当てはまる方はいますか?(第2面の給付要件をご参照ください)	
<input type="checkbox"/> はい(アンケート終了) <input type="checkbox"/> いいえ(問2へ)		<input type="checkbox"/> はい(問3へ) <input type="checkbox"/> わからない(問3へ) <input type="checkbox"/> いいえ(アンケート終了)	
■問3.すまい給付金事務局による以下の申請サポートを希望しますか?		■問4.申請書類郵送サービスポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた住所に郵送いたします)	
<input type="checkbox"/> はい(問4へ) <input type="checkbox"/> いいえ(問7へ)		<input type="checkbox"/> はい(問5へ) <input type="checkbox"/> いいえ(問6へ)	
■問5.持分保有者と住宅ローン契約の有無について記入してください。 ※住宅ローン契約の有無によって申請様式が異なります。確認して下さい。		■問6.電話サポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた番号にお電話します)	
※当該住宅に居住していない、収入が要件を超えている等、給付要件に当てはまらない方は記入不要です。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
持分保有者の氏名		住宅ローン契約の有無	
他に持分保有者がいる場合	氏 名	(ご本人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
他に持分保有者がいる場合	氏 名	(ご本人)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
*住宅取得のために金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入れをいいます。			
2.電話サポート すまい給付金事務局より電話で申請方法の説明などをご案内いたします。			
■問6.電話サポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた番号にお電話します)			
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
■問7.すまい給付金に関する以下での説明はありましたか?(複数回答可)			
<input type="checkbox"/> 制度の内容 <input type="checkbox"/> 給付対象かどうか <input type="checkbox"/> 申請方法			
<input type="checkbox"/> その他..... <input type="checkbox"/> 特に説明がなかった			
※申請サポートを希望しない場合も、アンケートのご返送時にご協力願います。			
国土交通省より「すまい給付金」のお知らせです。		詳しく述べてお問い合わせ窓口にご連絡ください。	
国土交通省 すまい給付金事務局		※本状について不明な点がございましたら、裏面のお問い合わせ窓口にご連絡ください。	
差出人		※本状は国土交通省の依頼を受けて、上記差出人が送付しているものです。	

中古用返信用オモテ

縦148mm×横100mm

中古用往信用ウラ

縦148mm×横100mm

郵便はがき(返信)

料金受取人払郵便
赤羽局承認

2305

赤羽郵便局
私書箱
38号
すまい給付金事務局
アンケート返送係行差出有効期間
令和2年7月
31日まで
(切手を貼らずに)
(お出しください。)

すまい給付金は、消費税率8%もしくは10%で住宅を取得した方を対象に最大50万円が給付される国の公的制度です。

以下をご確認いただき、返信用はがきに必要事項をご記入の上、ご返送いただることで申請に関するサポートを受けることができます。

(本状は、本制度の対象となる可能性のある方の要約説明することを目的にお送りいたします。また、複数回いた場合は、いずれか一方をご送りください。)

対象となる住者

以下のすべてに適合する住宅が対象となります。

- ※住宅に関する要件については、住宅事業者にご確認ください。
 自らが居住する
 床面積が50m²以上である
 売主が宅建業者である
(個人が専属による購入ではない)
 購入時に賃貸契約を利用しない場合(以下も同様)
 50歳以上である

以下に応じて決まる給付基礎額に特分割合を乗じた額が給付されます。
(すまい給付金は持分保有者ごとに給付されます。)

給付額 = 給付基礎額 × 特分割合

給付基礎額	比率(支給金額)		給付基礎額
	425万円以下	475万円以下	
8%	425万円超 475万円以下	6,89万円以下	30万円
	475万円超 510万円以下	8,39万円超 9,38万円以下	20万円
	450万円以下	7,60万円以下	10万円
10%	450万円超 525万円以下	7,60万円超 9,79万円以下	50万円
	525万円超 600万円以下	9,79万円超 11,90万円以下	40万円
	600万円超 675万円以下	11,90万円超 14,06万円以下	30万円
	675万円超 775万円以下	14,06万円超 17,26万円以下	20万円
			10万円

※収入超過がある場合は、差額の支給金額を差し引いて支給される総支給額も同じで計算します。
また、いわゆる扶助金制度の適用がある場合は、扶助金が支給されないため、該地帯の所得基準は上部と異なります。
詳しくは下記まいめい扶助金のホームページや割引合せ窓口をご確認ください。

要件や申請方法の確認申請窓口の検索・申請書類のダウンロードなどができます。

お問い合わせ窓口
ナビダイヤル **0570-064-186**
一部のIP電話からは 045-330-1904
(9~17時土・日・祝除く) / 電話かかります。各都道府県に開設
(上記ホームページで検索できます。)
サポートセンター
対面で制度説明や申請書の記入方法の
サポートなどを受けられます。

http://sumai-kyuji.jp

第2面

第3面

中 古		すまい給付金申請サポート依頼																	
郵便はがき(往信)																			
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>																			
<p>問1.既にすまい給付金の申請を行いましたか?</p> <p><input type="checkbox"/> はい (アンケート終了) <input type="checkbox"/> いいえ (問2へ)</p>																			
<p>問2.ご自身を含め、購入された住宅の持分保有者に給付要件に当てはまる方はいますか? (第2面の給付要件をご参照ください)</p> <p><input type="checkbox"/> はい (問3へ) <input type="checkbox"/> わからぬ (問3へ) <input type="checkbox"/> いいえ (アンケート終了)</p>																			
<p>問3.すまい給付金事務局による以下の申請サポートを希望しますか?</p> <p><input type="checkbox"/> はい (問4へ) <input type="checkbox"/> いいえ (問7へ)</p>																			
<p>1. 申請書類郵送サポート すまい給付金の申請書および記入の仕方を郵送いたします。</p>																			
<p>2. 電話サポート すまい給付金事務局より電話で申請方法の説明などをご案内いたします。</p>																			
<p>3. 国土交通省 すまい給付金事務局</p>																			
<p>詳しくは、裏面をご覧ください。</p>																			
<p>国土交通省より「すまい給付金」のお知らせです。</p>																			
<p>詳しく述べて不明な点がございましたら、裏面のお問い合わせ窓口にご連絡ください。</p>																			
<p>差 出 人</p>		<p>※本状は国土交通省の依頼を受け、上記差出人が送付しているものです。</p>																	
<p>問4.申請書類郵送サポートを希望しますか? (第3面にご記入いただいた住所に郵送します)</p> <p><input type="checkbox"/> はい (問5へ) <input type="checkbox"/> いいえ (問6へ)</p>																			
<p>問5.持分保有者と住宅ローン契約の有無について記入してください。</p> <p>※住宅ローン契約の有無によって申請様式が異なります。選択肢であります。</p> <p>※当該住宅に居住していない、収入が要件を超える等、給付要件に当てはまらない方は記入不要です。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">持分保有者の氏名</th> <th colspan="2">住宅ローン契約の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ご本人)</td> <td>名</td> <td><input type="checkbox"/> あり</td> <td><input type="checkbox"/> なし</td> </tr> <tr> <td>他に持分保有者がいる場合</td> <td>氏 名</td> <td><input type="checkbox"/> あり</td> <td><input type="checkbox"/> なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> あり</td> <td><input type="checkbox"/> なし</td> </tr> </tbody> </table>				持分保有者の氏名		住宅ローン契約の有無		(ご本人)	名	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	他に持分保有者がいる場合	氏 名	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
持分保有者の氏名		住宅ローン契約の有無																	
(ご本人)	名	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし																
他に持分保有者がいる場合	氏 名	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし																
		<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし																
<p>*住宅取得のために金融機関等から行った償却期間が5年以上の皆入をいいます。</p>																			
<p>問6.電話サポートを希望しますか? (第3面にご記入いただいた番号にご電話します。)</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>																			
<p>問7.すまい給付金に関するお問い合わせ窓口</p> <p><input type="checkbox"/> 制度の内容 <input type="checkbox"/> 給付対象かどうか <input type="checkbox"/> 申請方法</p> <p><input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特に説明はなかった</p>																			
<p>※申請サポートを希望しない場合も、アンケートのご返送にご協力願います。</p>																			
<p style="text-align: right;">第4面</p>																			

FAX 03-6264-2396

**すまい給付金申請サポート
返信付きはがき 送付依頼書**

下記に記載の上、FAX にてお申し込みください。

すまい給付金事務局 御中

申込日 平成 年 月 日

【返信付きはがき送付先】

会社名 :

支店名 :

担当者 :

住 所 : 〒

電 話 :

FAX :

【必要部数】

対象引渡期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
<u>新築住宅用</u> (完成後 1 年以内の未入居住宅)	(切手が <u>必要な部数</u>) 部
<u>中古住宅用</u> (新築住宅以外のもの)	(切手が <u>必要な部数</u>) 部

※ 新築住宅・中古住宅の別にご注意の上、郵送または手渡しにて住宅取得者にお渡しください。

(新築住宅・中古住宅を誤ってお渡しされますと、異なる申請様式が送付されてしまいます。)

※ 本はがきを住宅事業者から住宅取得者に対し郵送される場合は「切手要」にて、手渡しされる場合は「切手不要」にてご請求ください。

※ 取得した個人情報は、本依頼の事務に必要な範囲以外使用しません。

※ 住宅瑕疵担保責任保険法人より同種の依頼があった場合は、いずれか一方にご対応ください。

すまい給付金 申請サポート返信付きはがきの送付に関するお問い合わせ先

すまい給付金事務局 0570-064-186

(受付時間：9 時～17 時／PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904)